

# 家畜衛生広報



## ながの

長野家畜保健衛生所  
北信家畜畜産物衛生指導協会  
〒380-0944 長野市安茂里米村1993  
Tel 026-226-0923 Facs.026-227-2665  
E-mail: nagakachiku@pref.nagano.lg.jp



## 定期報告の時期になりました

家畜伝染病予防法に基づき、家畜の飼養者は、毎年、家畜の頭羽数及び衛生管理の状況について、都道府県知事に報告することが義務付けられています(法第12条の4)。

**平成27年分の報告については、長野家畜保健衛生所から過日報告用紙を郵送してあり、報告期日は2月27日**となっております。返送していただくかファクシミリで、早急に報告をお願いします。

(行き違いでご報告いただいている場合は、ご容赦ください。)

### 1 報告事項

報告項目		一般	小規模
1	家畜の所有者(管理者)の氏名(名称)住所	○	○
2	農場の名称、住所	○	○
3	家畜の種類、頭羽数	○	○
4	畜舎等の数	○	—
5	飼養衛生管理基準の厳守状況	○	—
6	農場の平面図	○	—
7	衛生管理区域への立入制限等の設置内容	○	—
8	衛生管理区域に設置した消毒設備の種類	○	—
9	畜舎ごとの家畜の飼養密度	○	—
10	埋設用地確保の状況	○	—

### ※家畜と小規模・一般の区分

家畜の種類	一般	小規模
牛・水牛・馬	1頭以上	1頭
鹿・めん羊・山羊・ 豚(ミニブタ含む)・いのしし	6頭以上	6頭未満
鶏・うずら・あひる(あいがも含む)・ きじ・ほろほろ鳥・七面鳥	100羽以上	100羽未満
だちょう	10羽以上	10羽未満

問い合わせ・連絡先 長野家畜保健衛生所 防疫課(担当: 神田章、小林千恵)

電話: 026-226-0923 ファクシミリ: 026-227-2665

E-mail: nagakachiku@pref.nagano.jp



家畜の伝染病の侵入を防ぐため  
飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。

## 家畜伝染病の発生状況

- 国内
  - ・高病原性鳥インフルエンザ(H5N8亜型)： 5県（2014年4月～2015年2月末現在）
    - 【内訳】 2014年 4月 熊本県(1農場約5万羽)
    - 2014年12月～ 2015年1月 宮崎県(2農場計約5万羽)、山口県(1農場約3万羽)
    - 岡山県(1農場約20万羽)、佐賀県(1農場約7万羽)
- 近隣国
  - 韓国
    - ・口蹄疫：116件 【内訳】 牛4件、豚112件（2014年7月～2015年2月24日現在）
    - ・高病原性鳥インフルエンザ(H5N8亜型)：300件（2014年1月～2015年2月24日現在）



## 飼養衛生管理基準のポイント



- 1 最新情報の確認  
家畜保健衛生所などの講習会への参加や農林水産省のホームページなどを通じて、伝染病の発生予防などに関する情報を積極的に把握しましょう。
- 2 衛生管理区域の設定と消毒の徹底  
畜舎とその周辺区域を衛生管理区域としてわかるようにした上で、この区域に出入りする車両、人及び物品は、必ず消毒(消毒に適さないものは洗浄でしましょう)。畜舎へ出入りする際には、靴の消毒と手指の洗浄又は消毒をしましょう。  
(注) 豚農場では衛生管理区域専用の衣服及び靴を、家きん農場では衛生管理区域専用の衣服及び靴、家きん舎ごとの専用の靴を使用してください。
- 3 野生動物等からの病原体の感染防止を行いましょ。
  - ・給餌給水施設への野生動物の排せつ物等の混入の防止
  - ・家畜の飲用に適した水の給与・防鳥ネットの設置等
- 4 家畜の健康観察と早期通報  
毎日、家畜の健康観察を行い、異状が確認されたら直ちに家畜保健衛生所に通報しましょう。  
農場へ立ち入った人や車両、導入した家畜を記録し取っておきましょう。

## 踏み込み消毒槽は伝染病予防の第一歩

まずは踏み込み消毒槽を畜舎に置きましょう

問い合わせ・連絡先  
長野家畜保健衛生所（担当：古谷）  
電話：026-226-0923 ファクシミリ：026-227-2665  
E-mail:nagakachiku@pref.nagano.jp



しあわせ  
信州